

公益社団法人 熊本県精神科協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人熊本県精神科協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、精神障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援並びに地域社会の精神保健福祉思想の啓発普及を行い、精神科医療及び精神障害者福祉の質の向上と発展を図り、もって精神保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所の経営
- (2) 精神疾患に関する学術の振興及び精神障害者の医療保健福祉の増進、支援を目的とする事業
- (3) 精神障害者の就労支援や相談支援など日常生活及び社会生活の総合的な支援を目的とする事業
- (4) 精神疾患に関する公衆衛生の向上を目的とする事業
- (5) 障害を持つ児童または青少年の健全な育成を目的とする事業
- (6) 精神疾患にまつわる不当な差別、偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- (7) 精神障害者と地域の共生を図り地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (8) 精神保健福祉思想の啓発及び普及を目的とする事業
- (9) 精神科医療機関及び障害者福祉施設間の相互援助、親睦、管理運営に関する相談、支援を目的とする事業
- (10) 精神科医療機関及び障害者福祉施設従事者の教育指導、福利厚生、顕彰を目的とする事業
- (11) その他この法人の事業目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 特別会員：正会員以外で、この法人に功労があった者又は学識経験者で理事会が推薦し、会員総会で承認を得た者

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 会員総会

(構成)

第11条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 理事及び監事に対する費用の弁償の基準
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 会員総会は、法人法上の定時社員総会として定時会員総会を毎年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

3 会員総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。

- (1) 会員総会の日時及び場所
- (2) 会員総会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、役員の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していない場合にはその旨）を含む。）
- (3) 会員総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨、法人法41条に定める議決権の行使について参考となるべき事項を記載した

書面（以下、「会員総会参考書類」という。）に記載すべき事項及び議決権行使の期限

(4) 委任状及び代理人による議決権の行使に関する事項

4 会長は会員総会の日々の2週間前までに、正会員に対して、前項各号の事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。

5 会員総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知に次の書類を添付しなければならない。

(1) 会員総会参考書類

(2) 会員が議決権を行使するための書類（議決権行使書）

（議長）

第15条 会員総会の議長は、当該会員総会において正会員の中から選出する。

（議決権）

第16条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決議）

第17条 会員総会の議決は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令等で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議決権の代理行使）

第18条 会員総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、その議決権を代理人に代理行使させることができる。この場合においては、その正会員は会員総会に出席したものとみなし、当該議決権の数は第17条の議決権の数に算入する。

（書面による議決権行使）

第19条 会員総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、会員総会に出席できない正会員は、第14条第5項第2号に規定する議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その正会員は会員総会に出席したものとみなし、当該議決権の数を第17条の議決権の数に算入する。

（議事録）

第20条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

（役員の設定）

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上13名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

4 会長を補佐する者として副会長2名を置く。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、会員総会の決議により選任する。

2 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

4 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。

3 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する会員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事に対しては、会員総会において別に定める費用の弁償の基準に従って算定した額を、その職務を行うための費用として弁償することができる。

第6章 任意の機関

(名誉会長及び顧問並びに参加)

第28条 この法人に名誉会長及び顧問並びに参加を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問並びに参加は理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問及び参加の任期は2年とする。ただし、重ねて委嘱することができる。

- 4 名誉会長及び顧問並びに参加は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 5 名誉会長及び顧問並びに参加は重要な事項について会長の諮問に応じ、会議に出席して意見をのべることができる。ただし、表決に加わることはできない。

第7章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 重要な使用人の選任及び解任

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び理事2名並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 会長に事故ある時、若しくは支障があり理事会に出席できない場合は、出席した全理事及び監事は第1項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、法人法上の社員名簿として正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第37条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲載する方法により行う。

第11章 事務局

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に事務局長及び所要の職員を置き、事務局長は理事会の承認を得て会長が選任又は解任し、その他の職員は会長が選任又は解任する。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第106 条第1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106 条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は、宮川洸平とする。

4 社団法人熊本県精神科病院協会の定款は、附則第2項に規定する解散の登記の日に廃止する。

附 則

1 第3条及び第4条の規定は、平成25年5月30日付定時社員総会における定款変更決議の可決のときから施行する。

附 則

1 この定款は、令和7年5月29日から施行する。